

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山口地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が 26 万円であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 26 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月 7 日から 4 年 3 月 31 日まで

私は、平成 3 年 1 月に A 株式会社に入社し、4 年 3 月 31 日までの期間において、B 市内にあった C 施設の維持管理全般の業務に従事していた。社会保険事務所の記録では、申立期間に係る標準報酬月額が 15 万円となっているが、入社してから退社するまでの期間において、社会保険料が控除される前の給与額は毎月 30 万円、社会保険料の控除後は手取りで 27 万円から 28 万円程度であったと記憶しており、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録により、申立人の A 株式会社における申立期間の標準報酬月額については、当初、26 万円と記録しているところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 4 年 3 月 31 日）の後の平成 4 年 5 月 30 日付けで、申立期間のすべてについて、さかのぼって標準報酬月額を 15 万円に引き下げていることが確認できる。

また、A 株式会社の商業登記簿謄本から、申立人が当時、同社の役員でなかったことが確認できる。

さらに、オンライン記録から、A 株式会社において、さかのぼって標準報酬月額の引き下げが行われている従業員は申立人以外確認できない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に

係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 26 万円とすることが必要と認められる。

- 2 申立人は、A株式会社に勤務していた申立期間の給与額は 30 万円であったと申し立てているが、申立人は給与支払明細書等の標準報酬月額を示す資料を所持していない上、雇用保険の被保険者台帳によると、申立人のA株式会社における資格取得時（平成3年1月7日）の月額賃金が 25 万 7,000 円であることが確認できることから判断すると、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が当初 26 万円と記録されていることに不自然さは無い。

また、当時の申立人と業務内容及び勤務形態が同じとされる同僚がおらず、経理担当者も既に他界しているほか、当時の代表取締役からも、申立人の申立期間の標準報酬月額について確認できる供述は得られない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から47年3月まで

私は、社会保険事務所（当時）に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、納付事実が確認できないとの回答を受けた。

国民年金の加入手続と昭和42年9月の婚姻までの国民年金保険料の納付は父が、また、婚姻後の国民年金保険料は妻が納付してくれたと記憶している。私は、39年12月からAの選手として働いており、経済的な理由で国民年金保険料を未納とすることはあり得ないので、申立期間について納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付について直接関与しておらず、加入手続及び昭和42年9月の婚姻までの国民年金保険料を納付したとされる申立人の父は既に他界しており、また、婚姻後に国民年金保険料を納付したとされる申立人の妻からも事情を聴取できなかったことから、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳には、昭和40年6月21日の国民年金資格取得日が記載されているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の妻と連番で47年4月から同年7月の間にB市から払い出されたと推認され、その時点で申立期間の大部分の期間は時効により国民年金保険料を納付することは困難であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出

されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の婚姻後、申立人の国民年金保険料を納付したとされる申立人の妻も、申立人と同様に昭和 47 年 3 月まで国民年金保険料は未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月ごろから 56 年 2 月 1 日まで

私は、社会保険事務所（当時）に A 有限会社に係る厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できないとの回答を受けた。

昭和 54 年の夏ごろに A 有限会社に就職し、57 年 1 月までの期間において勤務していたことを覚えている。同社に就職した 54 年は結婚した年なので間違えるはずは無く、また、同社に勤務後、間もなく社長が亡くなられたこと及び同僚の名前を覚えており、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 有限会社の元事業主の妻から提出された申立人に係る昭和 54 年分の給与支給に関する記録から判断すると、同社に昭和 54 年 9 月ごろから勤務したことがうかがえる。

しかしながら、A 有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、A 有限会社に係る雇用保険被保険者資格の取得日である昭和 56 年 2 月 1 日と一致していることが確認できる上、申立人を記憶する複数の同僚からも申立人の勤務期間を特定できる供述を得ることができない。

また、A 有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人が同社の先輩として記憶している二人の同僚のうち一人は、厚生年金保険被保険者の資格を昭和 52 年 5 月 1 日に取得していることが確認できるところ、「私は昭和 52 年 5 月以前から勤務していたはずである。」と供述しており、もう一人は、厚生年金保険被保険者の資格を申立人と同

日に取得しているほか、申立人が後輩として記憶している者は、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得する前である 55 年 8 月 19 日に厚生年金保険に加入していることから判断すると、A 有限会社は、必ずしも従業員全員を採用後直ちに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、元事業主の妻から提出された昭和 54 年分の給与支給に関する記録には、54 年 9 月から同年 12 月までの期間に係る給与支給額及び同年 12 月の賞与額が確認できるものの、社会保険料の控除額欄に控除額に係る記載は無い。

加えて、A 有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間当時における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚からは、厚生年金保険に加入する前の期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる供述は得られない。また、オンライン記録から、同社は昭和 57 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、現存する A 有限会社は「申立期間当時の A 有限会社を当社が買い取ったものであり、当時の人事記録等の関連資料は引き継いでおらず、従業員もすべて変わっているため、申立内容を確認することができない。」と回答している上、A 有限会社の元事業主は他界していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。